

## 高齢者等居住改修（バリアフリー）住宅に係る 固定資産税（家屋）の減額措置について

高齢者等が居住する、新築後10年以上を経過した住宅（貸家を除く）について、令和13年3月31日までに、一定のバリアフリー改修工事が完了した家屋について、工事が完了した年の翌年度分にかぎり、固定資産税額（家屋）の3分の1に相当する額が一年間減額されます。ただし、1棟あたり100㎡までが対象となります。

### 1 対象となるバリアフリー改修工事とは

平成28年4月1日から令和13年3月31日までに居住の安全性及び介助の容易性の向上に資する次のいずれかの改修工事が行われたもの。

- ① 介助用の車いすで容易に移動するため通路又は出入り口の幅を拡張する工事
- ② 既存の階段の撤去に伴う階段の設置又は改良によりその勾配を緩和する工事
- ③ 浴室を改良する工事
  - ・入浴又はその介助を容易におこなうために浴室の床面積を増加する工事
  - ・浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
  - ・固定式の移動台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
  - ・身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- ④ 便所を改良する工事
  - ・排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
  - ・便器を座便式のものに替える工事
  - ・座便式の便器の座高を高くする工事
- ⑤ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- ⑥ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事
- ⑦ 出入り口の戸を改良する工事
  - ・開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
  - ・開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
  - ・戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- ⑧ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

### 2 工事費の要件

- ① 改修工事に要した費用の額から補助金等の額を控除した自己負担額が50万円超であること。
- ② 改修後の住宅の面積が40㎡以上240㎡以下であること。

※ 平成30年3月31日までに完了したものは、面積の上限はありません。

3 居住者の要件（いずれかに該当していること）

① 65歳以上の者

改修工事の完了日の属する年の翌年の1月1日における年齢が65歳以上の者

② 介護保険法に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者

③ 地方税法施行令第7条各号に掲げる障害者

4 減額の適用を受けるには

改修工事完了日から3か月以内に固定資産税（家屋）減額申告書による提出が必要となります。3か月以内に提出できなかった場合は、申告書に理由をご記入ください。

5 申告に要する書類

① バリアフリー改修住宅に係る固定資産税（家屋）減額申告書

② 納税義務者の住民票の写し（申告書に個人番号の記載がある場合は不要）

③ 居住者の要件を満たすことを示す書類

- ・介護保険被保険証の写し
- ・身体障害者手帳の写し
- ・精神障害者保健福祉手帳の写し

④ 改修工事の内容を確認できる書類

- ・改修工事箇所を記した面図
- ・改修工事前後の写真

⑤ 改修工事に要した費用の自己負担額が50万円超であること及び支払ったことが確認できる書類

- ・工事請負契約書
- ・工事見積書
- ・内訳明細書
- ・領収書
- ・振込明細書
- ・ローン契約書 など

⑥ 補助金などの交付を受けた場合は、決定通知書の写し

⑦ その他市長が必要と認める書類

お問い合わせ先

瀬戸市役所 税務課家屋償却係

電話0561-88-2575（直通）